

議事要旨(3) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、税効果会計専門委員会における検討状況について概略の説明があり、続いて村田専門研究員より、説明資料[審議事項(3)]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見及び質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - ・ 未実現損益の消去に係る税効果について、取扱いを見直すことの実務負担が大きくないのであれば、IFRS とのコンバージェンスや原則に例外を作らない観点からは、資産負債法による処理に見直すことが適切であると思われる。
 - ・ 今後の検討においては、取扱いの見直しが実務上の大きい負担をもたらさないのであれば IFRS とのコンバージェンスの観点から見直しを行う方針か、あるいは、現行の取扱いに大きい弊害がないのであれば見直しを行わない方針か。
- これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。
 - ・ 未実現損益の消去に係る税効果について、日本基準や米国基準と IFRS のいずれが適切かという点について絶対的な論拠はないのではないかと。仮に取扱いを見直すなら、その理由は IFRS とのコンバージェンスとなるだろうが、日本基準と IFRS との間に税効果会計の重要な部分について相違があるわけではないので、細かい点まで合わせるかどうかの議論になる。
 - ・ コンバージェンスの程度など見直しの方針については、全体の方向感を得てから考えたい。
- ある委員より、次の質問及び意見があった。
 - ・ 未実現損益の消去に係る税効果の取扱いを見直すことは、会計基準の考え方を変更することになるのではないかと。
 - ・ グループ内部の取引に係る税効果について、グループの観点から取引が実現するまでは認識しない繰延法が適切と考える。資産負債法では、グループ内部の取引により損益操作が可能になってしまうのではないかと。また、資産負債法では、連結手続の中で、多数の子会社の繰延税金資産の回収可能性を再び判定する必要が生じ、実務負担が大きい。現行の取扱いに弊害がないのに取扱いを見直すことには納得感がない。
- これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。
 - ・ 未実現損益の消去に係る税効果の考え方は、会計基準の根幹をなすものとは言え

ないのではないか。

- ・ 資産負債法の下では、税引前当期純利益と税金費用とが必ずしも対応しないため、その観点からは実務的に違和感がある面があるが、資産負債法から導かれる結果であって、適切でないということはないのではないか。
 - ・ 現行の取扱いを見直すかどうかを検討するに際しては、ご指摘のあった損益操作の可能性や実務負担について十分考慮する必要があると考えている。
-
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 未実現損益の消去に係る税効果について、米国において、いったん資産負債法を採用したが繰延法に戻した。その背景にある議論も検討する必要がある。
 - ・ 子会社等の留保利益に係る税効果についても、基準間の取扱いの相違の背景が必ずしも明らかではないように思われるので、考え方をさらに議論する必要がある。
 - これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。
 - ・ 未実現損益の消去に係る税効果について米国基準が繰延法を採用した理由について、資産負債法に対して実務的に違和感があること等があげられているが、それ以上の議論はないと思われる。
 - ・ 子会社等の留保利益に係る税効果については、現行の実務指針の背景は必ずしも明らかではないが、現行の取扱いに重要な弊害があるかどうか、重要な弊害がない場合に、国際的な基準に合わせることを理由として取扱いの見直しを行うことに合理性があるかどうかを議論する必要がある。

以 上